

昭和五二年一月二〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

大衆運動は無限の力をもつ……………2

— 衆参同日選挙の結果に寄せて —

◇労働戦線再編成の現段階(二)◇

総評・自治労提案で“全的統一”は可能か……………3

— なしとくずし的に総評解体の危険 —

追いつめられる全斗煥体制……………8

— 南朝鮮問題への基本視点 —

連載『資本論』第一巻を読む第二七回

商品の物神的性格(六)……………12

資料 強制・強要を許さぬために

分割・民営阻止に全力を！(国労東京地本)……………14

読者からのおたより……………11

# 旬刊社会通信

NO.305

一九八六年七月二日

一九八六年七月二日発行

(毎月二日・二日・二日三回発行)

## ■巻頭言■

## 大衆運動は無限の力をもつ

衆参同日選挙の結果によせて

衆参同日選挙は、自民党首脳ですら「予想外」という、自民党の記録的圧勝で終わった。自民圧勝の理由として、次の諸点が指摘されている。

第一、同時選挙の効果。議会制民主主義の社会形態では選挙は「戦争」である。したがって、同時選挙は総力戦を意味する。その総力戦で野党は敗れたということである。

第二、「ニューリーダー」による競演の効果。三人の「ニューリーダー」は一月の総裁選での地歩確立のため、かつてない選挙運動を展開した。これが、同日選挙という総力戦に、自民にハズミをつけた。「次点バネ」が働いたのもこのゆえである。

第三、大々的かつ露骨な利益誘導。その典型が仙台での三塚運輸大臣の「地域の発展のため、仙台市内に国鉄の新駅を設置する」「せっかく運輸大臣の立場にあるのだから、私から、国鉄仙台鉄道管理局長に命令する。七月中には結論を出す」との発言である。

第四、争点なき選挙、シラケムード。争点はいっぱいあった。政治的には(1)国鉄「行革」、(2)教育臨調、(3)国家機密法にみられる反動化と軍拡路線等々。経済的には(1)大型間接税とマル優廃止、(2)米価、農業問題、(3)円高による中小企業の不安、失業問題等々。社会的には福祉切り捨て等々。共産党を除く野党は、「現在にあつては連合はふつうのこと」と、自民党との連合を模索した。石橋委員長は「こていねいにも選挙戦終盤の七月四日、「保守勢力も含む」ゆるやかな進歩のための連合政権」を提唱してみせた。選挙戦とは党の政策と組織力との「戦争」である。野党第一党がこんな主体性がなくて、どうして社会党に票を投ずる意欲がわくだろうか。「連合政権」といふこともたかいたものである。これが政治、つまり階級闘争の原則であろう。この意味で「ニュー社会党」路線が自民党を圧勝させたといつても過言ではあるまい。しかも社会党は、党の生命線ともいふべき公労協、公務員労働者を「行革」攻撃の嵐のなかに放置している。「苦しいときほど真の友」はよくわかる。党の活動範囲を広げることが当然である。だがその場合、社会党の特性、この長所と短所を見きわめ、党の組織強化がはからねばなるまい。中曽根のいう「戦後政治の総決算」、その中心としての国鉄「行革」は、社会党の存立基盤を掘りくずすことに真の意味がある。

第五、若者の保守化傾向。さまざまな世論調査はそれを示す。こんにちの日本資本主義の乱熟ぶりは、そうした傾向をもたらさずにはおかない。これに悩むのは社会党、労働組合ばかりでない。独占、政府自民党と同様だ。彼らにとって、若者の保守化傾向は「生活保守主義」と映り、「企業忠誠心」「国家忠誠心」の欠除と映るからだ。教育が強調されるのもそのゆえだ。それにたいし、労働組合、野党の教育ぶりはどうだったろうか。自民党に接近する「教育」しかおこなっていない。だから、総力戦では民社はいともかんたんに入ふつとばされる。ここに一つおもしろい数字がある。三宅島での投票結果である。参院東京地方区に例をとれば自民票は五六一、社会四六八、共産七〇九、公明二八六との数字がでていることだ。三宅島には基地反対のたたかいがある。大衆運動がある。その結果、社共の票が自民の二倍に達した！

選挙は残念な結果に終わった。だが、ここに私たちの「勝利への展望」がある。大衆運動は国会よりも強い。そして、国鉄「分割・民営化」に反対する運動は、大衆運動として全国的なひろがりをもつようになってきている。この大衆運動に全力をつくし、幅と厚みをひろげること、そして反「行革」のたたかいを国鉄問題に集中すること、それが社会党、総評ブロック再生の力となるう。

## ◇労働戦線再編成の現段階(二)◇

## 総評・自治労提案で「全的統一」は可能か

——なくす的に総評解体の危険——

はじめに

総評、そして総評官公労の最大部隊である自治労が、相次いで「全的統一」の方針を打ち出しました。両組織の全的統一への提案は、一見、積極的なもののように思われます。また、そうした評価もみられます。本当にそうでしょうか。

今回は、総評、自治労の「全的統一」方針を検討することにします。

## 総評、自治労の提案

全的統一とは日本労働運動、そして労働者階級の悲願です。総評、自治労の「全的統一」方針で、本当に全的統一が達成されるならば、こんなうれしいことはありません。しかし、両案には不安と疑問が多すぎます。まず総評と自治労の提案をみることにします。

**総評の提案**は「全的統一へむけての総評内合意形成がすすんだ」との評価を前提に、「八〇年代中に全的統一のための合意形成」という昨年の大会決定を一步すすめる、「全的統一の時期を一九九〇年前後とする」とし、統一ナショナルセンター形成にむけて、(1)全的統一準備会(仮称)を労働四団体と民間代表(全労協または連合組織)と官公労代表で構成、(2)総評系(公務員共闘、公労協)、同盟系(全官公)、新産別系(全施労)、純中立に分立している官公労の共通のテーブルとして官公労連絡懇談会(仮称)を設置するというものです。

また**自治労の提案**は、「総評の努力を支持する」、「全労協の連合体移行が確定的になっている時に、官公労が具体的な対応を怠れば、官民分断、官官分断が固定化し、総評の解体に追いこまれかねない」との危機感を前提に、「八〇年代中の合意形成、九〇年前後の統一ナショナルセンター形成をめざす」とし、(1)全的統一にむけた官公労組合間の協議を進めるため、八七年秋を用途に合意形成をはかる、(2)それとともに各ナショナル・センター、民間代表(全労協)、官公労代表による協議テーブルの設定に努めるとしています。

総評案、自治労案の内容は、自治労案が官公労統一の合意形成の時期を八七年秋としているのを除けば、ほぼ同様です。総評案でもっとも大きな問題点は、「総評は(全労協の)連合組織への移行を承認する」との立場から、全的統一が提案されていることです。これは重大な問題ですから、頭にしっかりとどめおいてください。

## 全的統一とは何か

総評、自治労案を検討する前提として、全的統一とは何かを考えなければなりません。全的統一とは官公労、民間労組などあらゆる組合の統一です。したがって、「いろいろわけの区別」はありません。

もしここに総評や自治労が本気になって全的統一をいうなら、三つのプロセスが必要です。第一に全労協の「進路と役割」を白紙にもどすことです。第二にそのうえで総評

系の官公労と全官公が話し合うことです。第三に統一のための努力を各労働団体がこなうことです。こうして、すべての労働組合が一堂に会し、それぞれの方針を率直に討論することが必要です。

ところが、自治労の提案も総評の提案も「全民労協の連合体移行」を積極的に認め、かつ「進路の役割」を「大すじ承認」したうえの全的統一です。これでは最初から全的統一にはなりません。不安と危惧が増幅するのも当然です。

これが私たちの全的統一への基本的立場です。ついでさらに具体的に総評、自治労案は全的統一の条件をみたしているかどうか検討することが必要です。

### 「五項目」「三つの問題点」はどうなった？

まず、「五項目補強見解」「三つの問題点」についてです。総評案はこう述べています。

「(5)具体的には補強五項目、中間報告に含まれた三つの問題点(「民間部門の全国的中央組織との表現、国際自由労連」一括加盟、地方組織)、ナショナルセンターとの併存と財政問題であった。

これらのうちの多くの問題は解決されたが、連合組織発足までの間の問題として財政問題のつめが、さらに全的統一に至る過程で解決されるべき問題として、国際組織との関係、政党との関係、地方組織の問題が残されている(一 経過)。  
また自治労案にはこう記されています。

「(4)総評および……全民労協加盟の総評民間単産代表は、……全民労協の連合体移行にむけた『進路』策定作業などを通じ、五項目補強の実現に努力してきた。その結果、春闘問題、中小・未組織問題、企業体質問題の三項目については、『進路』に不十分な点を残しつつも取り入れられることとなった。

(6)総評と全民労協加盟総評民間単産は、連合体移行にむけた『進路と役割』策定の過程で、未だいくつかの問題点を残しながらも、基本目標のなかに「われわれは、官公労働組合の相互理解を深めるとともに、これと協力し、労働界全体の統一、すなわち一国内ナショナル・センターの実現に努める」と官・民分断を克服する項目を入れたり、選別排除につながる特定団体の名指しを取り除いたり、あるいは地方組織について連合体移行時の発足はしないとの確認をとるなど、全的統一の阻害要因の克服にむけ、引き続き努力している。

自治労は、このような……努力を支持するとともに、残された問題点の克服にむけ総評に積極的に働きかけ反映をはかる(一 若干の経過)。

前号で「進路と役割」を検討した際、すでに指摘しましたが、「五項目」「三つの問題点」ともに、まったく解決されておりません。総評および全民労協加盟総評民間単産の側が、一方的に譲歩に譲歩を重ねているのが現実です。これでは、いくら口で全的統一が強調されても信用するわけにはいきません。

総評案の傍点部分に注目してください。「残された問題」は「全的統一に至る過程で解決」となしくずし的にあつかわれていることです。自治労案にも同じ表現がみられます。「IV全的統一へのプロセスと自治労の果たすべき役割」で、五項目中残された二項目について「統一ナショナル・センター形成への過程およびその後の運動のなかで実現すること

をめざしていく」

といわれていることです。このように、既成事実の積み重ねのなかに詭弁を弄することは、正しい態度ではありません。

### 連合体移行で官・民は分断

自治労案でさらに問題なのが傍線部分です。「進路と役割」に、「官・民分断を克服する項目を入れた」と、鬼の首をとったかのような喜びようです。これで、全統統一への道が開けるとでもいうのでしょうか。

この評価は気狂いさだです。「進路と役割」を少していねいに読んでください。選別・排除のハードルが幾重にも張りめぐらされたうえに、この一文があることは明瞭です。丸山委員長が、この事実を知らないはずがありません。「木を見て森を見ない」とのたとえがありますが、この記述は、そんなに生やさしいものではありません。相手の術中に自らはまりこんでいくことになるからです。これでは全労協が総評幹部をなめてかかるのも当たり前です。

### 全労協の考えは「ブリッジ」

全労協は全統統一などまったく考えておりません。官・官分断、官・民分断による選別統一です。だから、「基本構想」「進路と役割」の理念、イデオロギーを固執するのです。彼らの意図は「自由にして民主的な労働運動」による、日本労働運動の統一です。このことは、「進路と役割」を目を皿のようにして読まなくても明らかです。

このことは、同盟大会（八六年一月）での宇佐美会長の次の発言にも示されています。「官公労部門における民主的労働運動の拡大にいつその努力を払い、官民の民主的労働組合が将来強く結ばれることを期待する」

「しかし現状は、官公労部門では統一するような条件は備わっていない。私どもは民間の民主的な労働運動の統一を進める中で、官公労部門における自由な、民主的な労働運動の拡大をはかっていくことがまず大事である」

同盟の立場は単純明快です。まず民間のナショナルセンターをつくります。その後、総評官公労の「民主化」の進展度合いを採点しつつ官公労統一を考えます。その条件は「進路と役割」を認めるかどうかです。これにもとづく官公労の統一ができたあと、全労協といっしょになりましょう。しかし今は、まだその時期ではありませんというわけです。

総評官公労の併呑、つまり官民ブリッジが全労協の「全統統一」方針です。これが、「進路と役割」のなかの「基本目標」第一〇項の正しい意味です。

### じつは右翼的再編成

これを少し理論的にみることにします。「進路と役割」のいう「労働界全体の統一、すなわち一國一ナショナル・センターの実現」は次のような順序で進められます。

まず全労協が連合組織に移行します。一九八七年一月です。そして、第一に全労協は「民間労働運動の強化・拡大に努め」（「運動領域と活動のあり方」）、第二に「官公労働組合自らの積極的な努力を求めつつ労働界全体の統一をめざす」（「進路と役割」）、「運動

領域と活動のあり方」ことがめざされます。

ここで明らかなことは、全民労協の連合体移行だけです。その他は努力目標にすえおかれていますが、「全的統一」の時期も明らかではありません。

次に全民労協の連合体移行によって、労働組織が事実上、官民に分断されます。全民労協と総評が併存するかどうかは、本質問題ではなく形式上の問題です。そのうえに、全民労協は、官公労自体の「統一への積極的努力」を求めているのです。

民間部門は確実に連合組織に発展していきます。したがってこのようにしてすすめられる「全的統一」は、連合組織による官公部門の吸収に他なりません。たとえば、官民のブリッジというように形式上対等の形がとられたとしても、民間部門の方がはるかに態勢が整備されているのですから、事実上は連合組織（全民労協）を母体とする「統一」にならざるをえません。

この方式は、総評の分裂と解体による「全的統一」です。したがって、「民間先行」による労働戦線の右翼的再編に他なりません。

最後に、総評と自治労の方針を総体的にみておきましょう。

第一に両案とも、「全民労協の連合体移行」を積極的にか、消極的にか認めていることです。これはすでにみたことですが、事実上の官民分断を承認することです。

第二にその論理的帰結ですが、「全的統一準備会」に全民労協（または連合組織）を加えることになっていることです。

第三に連合体移行がおこなわれ、他方で「官公労懇談会」が設けられるのですから、「全的統一」とは両者のブリッジ以外にないことになるのは、これまた当然です。

#### 運動で「五項目」「三つの問題点」は克服できるか？

こうした批判には「それには運動論的視点が無い」という反論がかえつてきそうです。

「われわれは虎穴に入って、全民労協を改革するのだ」と。この典型が総評、自治労提案にある次の一節です。

「全民労協の連合組織移行にともなう財政、運動領域の重なり、地方組織など全民労協と労働四団体との間で調整を要する問題が生じているが、これらの問題については全的統一の達成を展望して解決していくこととし、労働四団体、全民労協で協議していく」（総評案、「四統一ナショナルセンター形成のプロセス」）

③五項目補強については、……二項目が依然として問題点を残しているが、いずれも基本的な運動上の課題であり、全的統一の阻害要因克服の観点から合意形成に引き続き努力するとともに、統一ナショナル・センター形成への過程およびその後の運動のなかで実現することをめざしていく」（自治労案「Ⅳ全的統一へのプロセスと自治労の果たすべき役割」）。

言葉の問題ではなく、運動の問題だということです。全民労協になだれ込んで全民労協の「弱点」を克服しようとの発想です。「ナダレ込み」で全的統一は可能でしょうか。

これについては、私たちはすでに苦い経験をもっています。一九八一年二月の統一準備会発足前後の経験です。「五項目」によるなだれ込みがそれです。結果は、これが幻想にすぎなかったことを示しています。

第一に総評は、「民」と「官」に分断されてしまいました。第二に「民」もまた分断され、こんにちにいたるまで分断が固定化されたままです。「基本構想」に積極賛成の組合（鉄鋼労連、電通労連等の第一次参加組合）、「基本構想」に条件をつけた組合（私鉄、全金等の第二次参加組合）、不賛成だがいやいや参加した組合（全造船等の第三次参加組合）、そして全労協に参加拒否を貫いた全港湾、あるいは統一労組懇系組合に……。

分裂はこれにとどまりませんでした。反対の組合も社会党系と共産党系に分断され、社会党と共産党という政党間の対立、社会党員協でも左右の対立が激化したからです。

全労協への「官」のなだれ込みは、このときの比ではない打撃を日本労働運動にもたらすでしょう。なぜなら、「官」は総評労働運動の中核です。なだれ込むことによって、この中核部隊が力を失なうからです。なぜでしょうか。

第一に、総評官公労はすでに四極化していることです。「反対」の日教組、全林野等、「反対だがそれどころではない」とする国労、「積極賛成」の全通、動労、全印刷、そして「全的統一のために」とする自治労にです。自治労の方針は右派組合を上げますこととなります。鉄鋼や全電通という全労協の主導権争いでしるぎを削っている組合が、自治労の態度に注目し、こぞつてこう歓迎の意を表するものもそのゆえです。

「官公労働組合の内部における統一に向けての現実的な対応を試みようとする動きなど、歓迎すべき情勢変化も生じている」

第二に、なだれ込み論によって社会党員協内部の対立、社会党系と共産党系の対立激化も促進されずにはいないことです。こうして、官公労働組合は内部矛盾が拡大されてしまいます。

第三に、こうした動きは「全的統一の必要性」を促進するどころか、妨げる方向に作用せずにはおきません。これは明らかなことです。

#### 新たな条件で全的統一は達成可能か

また「総評案にも自治労案にも、全的統一のための新たな条件が加えられている。これが実現できれば、真的全的統一が達成できる」と。

たしかに総評案には「統一ナショナル・センターの姿」で、「統一ナショナル・センターの運動理念」が六項目掲げられています。自治労の方針にもそれと同様の課題が「全的統一の課題と任務」「全的統一へのプロセスと自治労の果たすべき役割」のなかに述べられています。

しかし、これをそのまま鵜呑みにすることはできません。なぜなら、すでにみたように労働運動の基本にかかわる「五項目」「三つの問題点」が投げつけられ、総評は自動的解体の方向に流されてきた事実があるからです。

第二に本当に全的統一の達成を求めるのであれば、これまでの事実を反省し、そのうえですでに述べたような全的統一のプロセスが模索されなければならないにもかかわらず、まったくそうした態度がみられないからです。

したがって、「ハイそうですか。わかりました」とは絶対になりません。（つづく）

## 追いつめられる全斗煥体制

— 南朝鮮問題への基本視点 —

### マスコミの朝鮮報道の偏向

日本のマスコミの朝鮮情報は根本的に歪んでいる。理由は二つある。第一は情報の出所がまったく偏っていること。朝鮮は南北に分断されているが、情報の九五%以上は南側から送られてきたもので、北側の情報がきわめて乏しい。情報には国籍があるといわれる。第二は日本のマスコミが西側の視点に立っていること。西側とは資本主義体制サイドという意味である。その立場を突っ込んでいけば、反社会主義の視点であり、東側すなわち社会主義体制サイドに批判的であるだけでなく、ときとし攻撃的な情報を流す。これが意識的、政治的におこなわれるのがいわゆる反共キャンペーンである。

朝鮮情報が日本のマスコミを通じて伝えられてくると、情報に決定的な色合いが着いて届けられる。典型的にいえば、北の朝鮮民主主義人民共和国は金日成主席の独裁であり、独裁の後継者として「先妻の長男」金正日が指名されたという書き方がおこなわれている。社会主義のなかの民主集中制についてまったく理解を欠き、「独裁」と決めつけ、また大衆的な討議と社会主義建設における指導を实际上に検査しておこなわれた主席の後継者問題を、調べれば分ることも調べずに、「金日成王朝」の「世襲制」と書く。「先妻の長男」という表現も底意を感じさせる。金日成主席の「先妻の長男」に違いないが、「先妻」金貞淑女史は長男と長女を出産し、三人目の子を懐胎したとき不幸病に倒れて他界したのである。金正日書記が党中央にあって婦人科専門病院「平壤産院」の建設に力を注いだ背景を推察できると思う。独裁者—先妻という文脈は、英雄何とやらの俗諺を行間に匂わせており、ある意図を秘めた書き方で、卑劣でさへある。

南朝鮮—韓国の場合、ソウル発の情報は青瓦台（大統領官邸）から出されたものが多く、青瓦台の代弁といってもいいものも少なくない。そっくり発表通りでないとしても、情報の原籍から免れることはできない。報道管制がきわめてきびしいといわれるが、その実態を書けばそれだけで処罰されたり、追放されるだろう。その報道管制のため、学生の闘争や民衆の闘争、あるいは野党新民党の闘争についての報道は、何か事件があれば紙面に出たり、映像が送られてくる。一見客観的に見えるが、記事は警察と関係当局のサイドからのものでたかう学生や民衆の発言はない。映像も投石する学生や民衆の姿が大きく映し出されるが、弾圧する警官や機動隊の暴力は見えない。そして何かといえば「過激派」という言葉で学生たちの主張を片付けている。その底意は、大衆一般に学生たちの主張が共鳴を呼び起こすのを阻止するため、「過激」な行動への恐怖心を煽って大衆から学生を隔離しようという、権力側の作為に通じている。南では「過激」なのは当局の暴力だと思っ

### 民主化闘争から民族解放闘争へ

さて、南朝鮮—韓国の情報を正確に読むことがむずかしい、何が起こっているかわからないという読者も多いようだ。情勢のアラ筋を追いながら、現状に迫ってみよう。

朴正熙一八年間の独裁に終止符が打たれたのは一九七九年一月二十六日のことだった。朴正熙殺害事件は唐突に起こったものではなかった。七八年一二月の総選挙で与党の得票



数は野党を下回った。野党は分裂していて第一党は与党だった。第一党は無条件で六〇名の議席を別個に与えられ、第二党以下は得た議席数に応じて三一議席を割り当てられるという奇妙な選挙法のため、与党は過半数の議席を持った。しかし、大衆の独裁批判が国民の過半数を占めたことは明らかだった。民衆の反独裁闘争、民主化要求闘争が勢いを得、労働者の不満も各所で火を吹き始めた。七九年八月YH貿易の女子労働者が野党新民党本部に籠城し、弾圧に赴いた警官の暴力で女子労働者が一人死亡した。事件を国会で追及する新民党組織金泳三氏を、国会は除名処分した。民衆の怒りは街頭デモに発展し、低賃金にあえぐ労働者、失業者が学生と一緒に反独裁を叫んだ。そのデモは馬山、釜山の自由貿易地域から始まり、反政府暴動に発展した。暴動化したキッカケは、警官隊に釜山の中学生が虐殺されたことだった。ソウルにも暴動が波及する勢いを示した。その最中に朴正熙が殺された。

朴正熙殺害がK C I A 金載圭部長によっておこなわれ、同部長は後に処刑されたが、このシナリオは米軍当局あるいは米C I A によって書かれたものだとされている。民衆のたたかいが民主化を勝ちとり、南北の統一が政治の潮流になれば、アメリカは分断固定化による軍事基地と経済侵害の利益を失うことになる。これを未然に防ごうというクーデターだったというのである。

ここで生まれたのが崔圭夏大統領、申鉉碩内閣である。朴体制崩壊後と新体制作りが始まった。緊急措置解除、政治犯の一部釈放、政治活動自由化、改憲作業準備が進められた。大衆の怒りと不満を緩和するため避けられない政治措置だった。そして新しい政権の担い手として、金鐘泌、金大中、金泳三の三金氏の活動が始まった。

憲兵司令官に当る国軍保安司令官全斗煥はまず金載圭K C I A 部長を政権奪取の陰謀の罪で処断し、鄭昇和戒厳司令官を朴殺害関与の口実で追放して軍の実権を握った。そして全国に拡大していた労働争議と民衆の民主化闘争の盛り上がる中で、この波を押し止どめようと五月一七日戒厳令強化を指令し、学生運動の指導者や金大中氏、さらには有力政治家金鐘泌氏らを一網打盡に拘束し、政治活動禁止を打ち出した。そして反発する市民に見せしめとして光州市の市民デモに武力弾圧を加えて数千人を虐殺した。そして金鐘泌氏は政権の座にあったとき不正蓄財をしたとして公民権停止、国外追放、金大中氏は光州で市民を煽動し国家転覆を計ったとして死刑、という手荒いことをやり、全斗煥体制を作り上げたのである。光州市民虐殺事件は、韓国軍の統帥権を握っている米軍の承認なしでは起こり得なかったというのが、今日の常識とされている。

強引な弾圧と日本、アメリカからの経済支援で全斗煥体制は一応形成された。民衆と学生の間にも一時鎮静化した。しかしそれは表面上のこと、大衆の闘争はしだいに質的変化を示しはじめた。一九八二年春ごろから学生運動の中に、自主化・反米のスローガンがみられるようになり、民主回復・独裁打倒の闘争はしだいに民族解放・統一の闘争になっていったのである。

### 伸びた野党とあせる全斗煥

昨年二月一二日の総選挙を前に真実の野党勢力が結集して新韓民主党(新民党)が生まれた。自ら血を分けながらこの結成の助産婦となったのは、金大中、金泳三両氏を共同議長とする民主化推進協議会(民推協)だった。大都市では新民党が圧勝し、得票率二九%をあげた。与党民正党は農村で辛じて勝ち、全体の得票率は三五・四%と、第一党になっ

た。ちなみに飾りものの野党民韓党が一九・七%、国民党九・三%で、与党は有権者の三分の一強の支持しかないという大敗北だった。しかし前述の奇妙な選挙法で第一党が黙って六〇議席を加え、院内では野党合計一五三議席に対して二〇六議席と過半数を制した。

新民党は新国会内で積極的攻勢を展開し、光州事件の真相究明と責任追及がおこなわれたが、直接全斗煥大統領の責任と背後のアメリカ軍の責任に迫るたたかいても、院内では数で押し切られ、体を張ってのたたかいは国会内に警官が導入された。

一方全斗煥は政権の命運をかけて首脳外交を展開し、一九八八年夏のソウル・オリンピック成功を大きな目標としてきた。しかし反面金融汚職事件、大企業脱税汚職事件は起こるし、学生たちのアメリカ公館への放火や占拠事件も続発して政権の足元をゆさぶった。ラングーン事件、KAL機のサハリン上空侵犯事件はこうしたなかで発生したものであり、それが反共、反北宣伝に利用されて国内の引き締めがおこなわれた事実を見落としてはならない。

総選挙の後全斗煥は四月訪米し、レーガンに八八年二月の任期一杯での引退約束と引き換えに支持支援の約束をとりつけ、その政権基盤の何たるかを内外に自ら暴露した。

### 高まる民衆の闘いと全斗煥の政権基盤の弱体化

今日の南朝鮮―韓国の情勢は、ここから大きな展開を始めているのである。八五年四月全学連が結成された。その下に三民（民族・民衆・民主）闘争委員会が結成された。韓国政府は学生の反政府運動を封じようと、全学連幹部五六名を逮捕、ソウル大総長更迭、反体制教師のクビ切りなど次々と弾圧を強め、学内に警官を出动させ、「学園安定法」案制定を強行しようとした。しかし騒ぎが大きくなるばかりのため、この法案の国会提出は見送られた。新民党のなかも総裁選挙で四七一票対三五四票と、院内闘争主義の主流派が反主流につき上げられた。そんな状況の下で新民党が打ち出したのが「大統領直接選挙制」実現の闘いである。この制度は現行憲法の規定によるものであるため、このたたかいは「改憲」闘争と呼ばれる。

選挙の実績からいって、大統領直接選挙制実施は、現体制の敗北となることは否めない。与党民正党は必死にこれを喰い止めようとする。そこで院外を動員する「改憲請願署名」運動が計画された。本年初めのことだ。

おりからフィリピンではマルコスが大統領の信任を問う選挙に打って出た。反マルコス派はコロン・アキノ夫人を大統領候補に結束し、果敢な選挙戦がおこなわれた。それを韓国民衆が手に汗を握って注目した。新韓民主党は急拠予定をくり上げて署名運動開始を決めた。全学連はその開始促進のため二月四日署名推進本部を作った。新民党と民推協が署名運動開始を宣言したのは二月二日である。

全斗煥らはこれを警察の暴力で弾圧しようとした。しかしそのころフィリピンではマルコス側の不正を許さないとする内外の監視団が活発に動き廻っていた。そのなかでもとくにアメリカの国会議員の活動が注目されたが、その監視団が韓国情勢に大きな懸念を表明した。全斗煥らは手が出せなくなった。二月二五日のアキノ新大統領勝利宣言は、全斗煥には大きな打撃だった。

新民党は集めた署名簿を公表した。民主統一民衆運動も歩調を合わせた。三月二一日ソウルで署名運動推進委員会ソウル支部結成集会が開かれ、参加者は場外に溢れた。そして三月一九日、新民党、民推協、民主統一民衆運動、カトリック正義と平和委員会、韓国キ

リスト教々会協議会の五者共闘が成立し、「民主化のための国民連絡機構」が生まれた。続いて主要都市で次々に署名運動推進委員会の支部が結成され、結成集会には一〇万余の人々が集まり、デモ行進をするという光景が各地で見られた。

この情勢にタジタジになっているのが全斗煥一派である。大衆の立ち上がりを牽制し、運動に水をさそうと躍起である。そして持ち出しているのが、国会のなかに改憲のための委員会を設けようという提案であり、多数の力で「院内内閣制」を議論し、大統領直接選挙制は何とか阻止しようと構えているのである。

院内の政党として新民党主流は、院内での討議に応じないわけにいかないとする。反主流は、院内で数で押され、また単独採決を警官導入でやられると心配する。学生たちが新民党幹部の事務所を占拠したという報道は、「過激派」学生の仕業と書いているが、問題の焦点は、改憲署名運動によって院外で闘うべきか、院内に問題を移して討議すべきかなのである。院外の署名運動は、八・一五解放記念日までに五〇〇万、年末までに一〇〇〇万の署名を集めるという目標で進められている。以前なら一度公表した法案は国会で強引に通し、暴力で押しつけたであろうが、韓国の民衆のたたかいは、フィリピンの「人民の力」の勝利とこれを保障した国際世論に鼓舞されて、弾圧を恐れない強さを広く持ちだしているし、全斗煥一派は政権基盤に自信を失ってきているだけに、八八年のソウル・オリンピックどころか、八八年二月の大統領交替劇さえどうなるかも見通しがむずかしくなっているといえよう。

(六月二五日 若林 熙)

## ◇読者からのおたより◇

激動期で、下をむきがちになるけど、有利な条件山積みだし、やりがいありますね。歯をくいしばって前へ出ます。「通信」のガリッとした主張と共にがんばります。宜しくどうぞ。

(札幌・A)

国立病院で働いているものです。厚生省は三分の一の施設をつぶす案を公表しました。職場・生活にひたひたと行革の影響が出て来ている。頭に来ますが、職場で労働者意識をもつ人を(自分自身がそうなることを含め)つくる以外道はないと痛感する毎日です。

(鹿児島・M)

毎回楽しく読ませていただいています。私は市立病院に勤務するものですが、組合が医療協というところで、日共が幅をきかせて闘いがうまく取りくめません。是非現在の医療労働者の実態と闘いについておしえて下さい。

(山形・A)

「こまったことが起きたら、しめたつと喜べ。先を見て深く考えよ。そこに節がで、やがて芽が出る」田舎では、ちよっとお金持ちの会社の「社訓」だそうです。闘いの二つの目的を我々こそが再認識しなくてはなりません。

(大分・E)

戦後政治の総決算にむけた、国鉄の分割・民営化、十万人首切り向け点呼の時に「指差呼唱動作」と称して大声で右ヨシ、左ヨシと唱和を強要していますが、組合員全員で拒否して闘っています。「分割・民営化は必ず阻止できる」確信のもとガンバっています。

(佐賀・T)

## 連載『資本論』第一巻を読む 第27回 商品の物神的性格 (六)

第一章第四節(第一二七パラグラフ・注一九)

### リカードのロビンソン物語

〔127 つづき〕マルクスは「経済学はロビンソン物語を愛好する」といつている。ただし註二九にもみられるように、ここでいうロビンソン物語というのはデフォアの小説そのものに限定されるわけではなく、経済学者がもつとも原始的な社会のモデルを想定して、端的に自分の理論の正当性を立証するために利用することをさしているようだ。

その註二九でマルクスは『経済学批判』からリカードへの批判を引用している。

ダヴィッド・リカード(一七七二—一八二三)はアダム・スミスに次ぐ古典派経済学の代表者で、若いころは証券取引の実務にたずさわっていたが、スミスの『諸国民の富』を読んで経済学に関心をもち、当時の時事問題であった通貨や穀物関税の問題、そして経済学の理論問題について重要な業績をのこした。その主著である『経済学および課税の原理』には次のような一節があり、ここをマルクスはとりあげている。

「アダム・スミスのいうあの初期の社会状態においてさえ、たぶん狩猟者自ら造りかつ蓄積したものであっても、とにかくなんらかの資本が、彼をしてその獲物をとるを得さすために必要であつたらう。なんらかの武器なくしては、ビーバーも鹿も打ち殺すわけにはいかないであらう。よつてこれらの動物の価値は、それをしとめるのに必要な時間と労働だけでなく、またそれを見事にしとめるのを助けた狩猟者の資本、すなわち武器をととのえるのに必要な時間と労働によつて定められるであらう。

ビーバーをしとめるのに要する武器は、鹿を倒すに要する武器より、ビーバーに近寄ることがむつかしく、したがつてそれはその標的をねらうのに照準のいっそう正確なるを要するので、それを造るにははるかに多くの労働がかかるものと仮定すれば、一匹のビーバーは当然に二頭の鹿よりも価値が多いであらう。(中略)あるいはまた、両種の武器を造るに必要とする労働量は同一だが、両者の耐久力は大いに異なるものと仮定してみる。耐久力の多い道具では、財貨に移転するのはその価値のわずかな一部分にとどまり、それより耐久力の少ない道具では、その価値のはるかにより大きな部分が、この道具を使つて生産した財貨に実現されているであらう」(東大出版会版 同書 一四頁)。

リカードの主張は、この引用の冒頭にも書かれているように、スミスの『諸国民の富』の次の箇所を受けてのものである。

「たとえば、狩猟民または牧羊民の種族のなかで、特定の者が他のだれよりも手早く巧妙に弓矢を造るものとしよう。彼は弓矢をその仲間の家畜や鹿肉としばしば交換し、そうするうちに結局こういふふうにするほうが自分で野原にでかけていつてそれらを捕らえるよりもより多くの家畜や鹿肉を獲得できる、ということに悟るようになる」(岩波文庫版 同書 第一分冊一二〇頁)。

これらがスミスやリカードの「ロビンソン物語」だといつていいだろう。スミスはこれ

によって社会的分業の発生とその根拠を説き、リカードは価値論を精緻に展開しえたと信じた。原始漁夫と原始猟師がただちに商品所有者として交換を行なうという想定そのものの非科学性はさておくとしても、リカードにおいては彼らが自分でその取得に必要な生産時間を、武器の原価償却までを計算にいれて定めるだろうというのである。マルクスの指摘するように、これでは近代の資本家のするような原価計算法である（マルクスはわざわざ一八一七年といているが、これはリカード『原理』の発行年にあたっている）。

なお、リカードがここで「資本」といつているのは生産手段のことで、その両者を同一視するということは、彼が資本の歴史性をまったく見失っていたことを意味する。しかし彼は明らかにもうひとつ別の社会形態の構想を知っていた。「オーウエン氏の平行四辺形」がそれである。というのは、ロバート・オーウエン（一七七一一一八五八）の空想的な社会主義の構想について他の著作のなかで言及した箇所があるからである。

すなわちリカードは、その『農業保護論』において、豊作が穀物価値を引き下げ、生産者にとって不利益を結果することを述べて「我々がもしオーウエン氏の平行四辺形のひとつに住み、我々の全生産物を共同に享樂していたならば、何びとといえども過多の結果被害はこうむるはずはない。けれども社会の構成が現在のごとくである限り、過多は生産者に対してしばしば有害であり、稀少は有利であろう」（『リカード全集』雄松堂書店版第四卷二六六頁）と結んでいる。資本主義社会の矛盾を正しく、鋭く衝いてるとさえ言えよう。ブルジョア社会の弁護のために論理を歪めて恥じない俗流経済学とはつきり区別して、マルクスがスマイス、リカードらの古典派経済学を、批判しつつも高く評価するのは、その科学的態度のゆえであった。（註三三を参照）

その「オーウエン氏の平行四辺形」とは次のようなものだったらしい。「この村落は人口五〇〇ないし一五〇〇人で一〇〇〇ないし一五〇〇エーカーの農工業の土地を有し、人家は数軒ずつ一群をなし、大きな広場を囲むように配置されるであろう。（中略）そして、協同村落の広場のなかには、この広場を平行四辺形か四角形に分割するように公会堂が建てられたのであろう。

オーウエンのこの失業者救済案は画餅に帰してしまった。オーウエンの平行四辺形といわれて笑い種にされた。彼は実際、全国民から反対されたのである。（中略）

意気消沈することなくオーウエンは、ロンドンでたゆまず彼の考えの宣伝に努めた。一八一九年にケント公、サー・ロバート・ピール、ダヴィット・リカードやW・トゥックからなる委員会が作られ、『平行四辺形』を実験的に設立するために寄付金を募集した。しかし思うほどにそれは集まらなかったため、委員会は一月に解散してしまった」（『マックス・ベア『イギリス社会主義史』岩波文庫版 第二分冊三三―三五頁）。

これを見るとリカードは本気で「平行四辺形」の支持者だったようで興味深い。しかし資本主義的商品経済を前提としての社会主義の構想は、今でもくりかえして現われるが、しよせん空想にすぎない。オーウエン独力の実験も最終的には大失敗に終わっている。

向坂先生の『読書は喜び』（新潮社刊）のなかに、この註と関連する「経済学はロビンソン物語を愛好する」と「リカードウ回想」の二篇の随想が収録されている。お持ちのことはぜひ再読されるようおすすめしたい。

（神津 朝夫）

## 資料 強制・強要を許さぬために

分割・民営阻止に全力を！(国労東京地本「国労東京」号外)

現在、国鉄闘争は第一段階から第二段階の過渡期にあります。第二段階への最大の前哨戦が、六月三〇日から強行される「希望退職」募集攻撃です。政府・自民党、財界、当局は「国鉄」改革「成否のカギ」と位置づけているからです。それだけに、彼らは国会答弁や団交で「強制・強要はしない」といつてはいますが、すさまじい強制・強要をおこなってくることは必至です。

しかし、恐れる必要はありません。第一に、今度の「希望退職」攻撃は多くの弱点をもっています。第二に第一段階で、私たちは「分割・民営化」阻止の展望を切り開きました。流れはすでに変わっています。

ここで私たちが「希望退職」攻撃を打ち破れば、私たちの「勝利の展望」はますますたしかなものとなります。五年間のたたかいで築きあげた職場の力を総動員して、すでに闘われている同日選挙闘争を全力で闘い、勝利し「希望退職」攻撃をハネ返し、「分割・民営化」を阻止し、みんなが「国鉄で働きぬく」展望を切り開こうではありませんか。

地方本部は、「債務等の緊急措置」との抱き合わせで成立させられた「希望退職募集」を含めた「緊急措置法」は、くどいくらいの「強制・強要はしません」「達成しえなくてもしかたありません」の答弁を前提にして、ようやく成立した現実をふまえ、しかし、民間での事例や今日の国鉄当局のファッショ的な労働者いじめや国労に対する攻撃の五年間もわたる非情な経緯をみれば、重大な決意を全組合員が機関とともに固めますます団結し、当局のあの手この手の攻撃を監視し、国鉄の「分割・民営化」阻止に連がる「国鉄で働き続ける」決意を、あらためて固め直し、家族ともども、職場・地域の闘う仲間たちとともに総決起する必要を痛感、その話し合いの素材として、本討議資料を発行したものです。活用下さい。

## 一、流れは変わった

国会審議は大幅おくれ 政府自民党は、八七年四月一日、国鉄を「分割・民営化」するため、当初、第一表の(1)のような青写真を描いていました。

しかし、一〇四国会を通過したのは「特別措置法案」だけ。残りの八法案は衆議院解散ですべて廃案になりました。約半年遅れたことになりました。第一表の(2)が現状ですから、一〇六国会ですべて通すことも困難な状況です。しかも、「移行準備」のため六ヶ月は必要といわれますから、八七年四月一日「移行」はすでに困難な状況です。

ですから、三塚は「選挙後の国会に(国鉄「改革」八法案・筆者)再提出、審議後、おそくとも一〇月末までに成立しないと、職員の新会社への振り分けや新会社トップ人事、事業や財産の承継計画づくりなどの準備が間に合わない」「日経」六月五日付」と悲鳴をあげているのです。

金丸幹事長は法案通過に否定的 こんな時、金丸自民党幹事長は、「(次期国会で)法案が通るかどうかわからない」と、私たちをばげます発言をしてくれています。重要な発言ですから、関連部分を全文引用します。

「——中曽根首相の総裁任期延長もありませんね。

金丸氏 ないでしょうね。議員みんながいえば違うが、たとえば国鉄改革法案をあげるため、選挙後に(夏の)臨時国会を開くということ(選挙で疲れているから)いただけないでしょう(三塚構想の全面否定を意味・筆者)。三ヶ月ぐらい国会で審議しても、法案が通るかどうかわからない。そうなれば、首相の在職中に国鉄法案を全部通してしまおうわけにもいかんかもしれん。首相としては在職中に見届けたいという考えもあるだ

ろう」(「読売」六月四日付)。  
つまり、私たちのたたかいが自民党最高首脳にまで、「四月一日移行は困難」といわせ  
るまでになっているのです。

**当局にも動搖** こうした情勢を反映して当局の動搖がさらけ出され始めました。東京南鉄  
道管理局の機関誌「ジャーナル南」(第二二三号)、そして国鉄本社発行の「レイルウェイ」  
最新号が相次いで回収されていることです。

**反対運動は高揚** 地域共闘の数は急速にふえています。東京会議の発足(2/26) いらい、  
神奈川(4/17)、山梨(5/26)、広島(5/27)、釧路(5/28)、岩手(5/10)等々  
で発足、すでに発足していた愛知や長野、昨年の大阪、そして現在準備中の埼玉、新潟、  
山口その他全国各地で準備が進みつつあり、それは枚挙に暇(いとま)がありません。

七月一九日には、東京・日比谷野音公会堂で「国鉄の『分割・民営化』に反対し、国鉄  
を守る国民会議」(仮称)が結成されます。「国民会議」の結成は、国鉄「分割・民営化」  
反対運動にさらに拍車をかけるでしょう。

「去るも地獄、残るも地獄」といわれているこんなとき、「希望退職」攻撃に負け、国  
鉄をやめることは、一生を誤まるものです。

## 一、「希望退職」は首切り

「希望退職」とは、当局が「やめさせたいと希望する人」を職場から追い払う攻撃です。  
ですから、「首切り」です。実質、指名解雇の攻撃です。

**関東経営者協議会** 「雇用調整はどのように行ったらよいか——考え方・対策の進め方  
など実務上のポイント」で、次のように「留意点」を指摘しています。

「(1)会社は、(イ)経営困難に至るまでの経緯、(ロ)従業員に対する会社の考え方、(ハ)今後  
の経営姿勢等についての具体的な考え方を従業員に伝えること(企業再建白書の作成。  
△注▽国鉄の場合、国鉄再建監理委員会答申がこれにあたる)。(2)会社としては、退社  
を希望する従業員の基準を示すこと。これをしてしないで希望退職募集に入ると、企業にとつ  
て必要な従業員がやめ、不必要な従業員が居残る結果となる場合が多い。(3)実務的には、  
次の点に配慮すること。(イ)退職を希望しても会社として認めないことがあることを表明  
します。……」

こうして、「退職基準」として、(1)健康、勤務状況ならびに作業能力、能率に関するも  
のとして一一項目、(2)会社の信用、体質ならびに秩序の保持に関するものとして一七項目、  
(3)会社に対する不利益行為に関するものとして一一項目、(4)家計状況に関するものとして  
具体的に七項目、(5)その他として四項目、総計五〇項目があげられています。

**沖電気では** 「期待する応募者」として、次のような「募集要綱」がつくられました。  
会社は次の各項のいずれかに該当する人の応募を特に期待します。

### 一、勤務成績不良の人

### 二、勤務状況に問題のある人

例えば：① 欠勤、遅刻、早退の多い人② 健康面や能力面で十分な業務遂行が出  
来ない人③ 勤労意欲に欠ける人④ 懲戒処分及びそれに準ずる処分を受けた人

### 三、会社の諸施策に対し、協力度合の少ない人

例えば：① 業務上の指示命令に従わない人② 上司、同僚との協調性に欠け職場  
の人間関係の障害となる人③ 職場規律を乱す人④ 会社諸施策に対し非協力的な  
態度をとる人

### 四、退職しても生活基盤を比較的確保しやすい人

例えば：① 資産があり、当面の生活に困らない人② 共働き等により配偶者に相

当の収入のある人(同一生計を営む人が二人以上当社に勤務している場合も含む)  
 ③ 自家営業等により、給与以外に相当の収入のある人④ 既に子弟が成人し、家計負担が少ない人

五、今後の厳しい会社施策に耐える覚悟のできない人

例えば：職種転換、転居を伴う配置転換及び出向等が出来ない人

六、その他、前各項に準じ会社に貢献する度合の少ない人

経団連では「経団連月報」八五年九月号で「希望退職をできるだけ募る」これによって勝敗は決する」と大槻老人にこうしゃべらせています。

これは極めて難しい問題ですね。改革案では二万人の希望退職を募ることになっていますが、それでは少ないのではないかと思うのですよ。全力を尽くして希望退職者をできるだけ多く募り、旧国鉄において訓練しなくてはならない人を減らすようにすべきではないかと思うのです。希望退職員がどのくらい出るかによって、恐らくこの余剰人員対策の勝敗は決しますよ(大槻日経連会長の発現)。

### 三、国鉄の「希望退職」攻撃には弱点がいっぱい

こうした手法で国鉄でも「希望退職」募集攻撃がおこなわれることは間違いない。しかし、国鉄の「希望退職」攻撃には弱点がいくつかあります。この弱点を攻めこめば、私たちは必ず勝利できます。

**勝利の条件(1) 客観情勢** 第一は二万人という数です。「旧会社」「新会社」の首切り要員は九万三千人です。この数は大手私鉄一四社の労働者全員に相当します。全員に「職」を確保することは不可能です。

第二は、こんにちが「低成長時代」、そして大量失業時代の入口にあることです。「職の確保」はいよいよ困難です。まず、「公的部門」でも、地方行革で人減らしが進行中です。他方、民間でも「企業行革」が進んでいます。しかも、円高が中小企業はもちろん大企業をも直撃しています。そして、太平洋ベルト地帯を除く地域には職がないことです。

第三は、公団体では五〇年代以降、はじめての大量首切りであることです。この首切りの責任は政府にあります。国鉄労働者には、雇用保険はありません。しかも、国は労使協調の組合ではありません。従って、首切り問題が社会・政治的問題に転化する要素をふくんでいます。国会での論議はそれを示しています。だから、中曽根も三塚も、そして杉浦も「一人も路頭に迷わせない」「再就職を保障する」といわざるをえないのです。

第四は、三つの「アンバランス」の存在です。一つは地域的アンバランスです。北海道では現労働者数の二分の一、一万三千人、九州では四二%の一万一千人が首切られます。八五年度の完全失業率は全国平均で二・六%、しかし北海道では四・五%、九州では三・五%に達します。北海道、九州で職場を追われる労働者は二万四千人、しかし「職」は二千三百人しかありません。

二つめは年齢別アンバランスです。国鉄の年齢別要員の構成は第2表のとおりで、「公的部門」や民間本体の求人者はほとんどが三〇歳未満です。三〇、四〇歳代には求人がほとんどありません。そして五〇歳代には関連企業です。多くが国鉄の共済年金をプラスして現給が保障されれば「いい方」というのが現状です。

三つめには、求人と求職のアンバランスです。(一)と(二)との関係から、たとえば六万一千(「希望退職」者二万、「旧会社」四万一千)人の「職」をそろえたとしても、全員「職につく」ことは不可能です。

第五は「玉突き」です。「玉突き」は三通りです。まず、関連企業です。関連企業では(1)六三―四歳定年制から六〇歳定年制への引き下げ、(2)新採中止、(3)「希望退職」募集、



(4)労働条件切り下げで労働者が次からつぎへと職を追われています。二つめは「地公」や民間企業でも新卒者の職が一〇%奪われます。政府が「地公」や民間本体に新規学卒者の一〇%の採用を求めているからです。三つめには広域異動で同じ国鉄労働者の「玉突き」がおこります。

こうしてわかることは、当局の最大の弱点は地域的アンバランスにあることです。そして六万一千の職は確保できないということです。

**勝利の条件(2) 主体的条件** 私たちのたたかいが勝利する条件をつくりつつあることです。

第一は、広域異動とのたたかいとその成果です。期間を伸ばし、地域を拡大して、当局はようやく初期の目標を達しました。その詳細は第3表・第4表のとおりです。当初、第一陣として三千四百人（北海道二千五百、九州九百）が予定されていましたが、期間半ばの三月三十一日現在で八八〇人しか応募がなく、募集対象地区を全国に拡大、それでもようやく、わずか二千四百三十五人にすぎませんでした。そして第二陣として予定されていた北海道五千九百、九州千四百の広域異動は「予定にない」（四月二日の決算委員会での杉浦総裁の答弁）といわざるをえない状況です。これは、国鉄九万三千首切りの当局の最大の弱点を克服できなかったことを示すものです。当局の完全な敗北です。

第二に政府は「全員に職を保障する」「一人も路頭に迷わせない」といつていますが、三〇代以上に職がないことです。国鉄関連会社に八千、民間に九千職が確保されたといっています。しかし、関連の八千は管理者用、民間の九千は関連会社とのダブリが多くたかなものではありませんし、六二年から六五年にかけての四年間の数字です。これでは当面する「希望退職」の二万人にもはるかに足りません。しかも今、当局の掲示板にぎわしているNTT、国税庁はすべて三〇歳未満です。三〇、四〇代に職がないことはここにも明らかです。第4表に示されているように、五〇代で広域異動に応じた仲間はわずか九人すぎません。これらのことは、「希望退職」攻撃が二〇代の若者に集中するであろうこと、そして二万人の「希望退職」達成が不可能に近いことを示しています。

第三は「希望退職」の割増金が一〇カ月の割増金はした金にすぎないことです。国鉄には雇用保険がありませんから、一〇カ月の割増金はこれをカバーするだけです。沖電気では二五ヶ月でした。それに雇用保険が加味されます。こんなはした金で国鉄の職場をやめるわけにはゆきません。だから当局も「希望退職ではない」とあきらめ顔です。

第四は「希望退職」よりも「退職前提休職」の方が「条件がよい」という現実です。これこそ、政府の法案提出最も影響力を持ち、意向を反映させるべき立場にある本社首脳を中心とする当局の本当の無能さを地味でゆくものです。狂っています。「希望退職に応じろ」といっても、応じられるわけはありません。

**勝利の条件(3) たたかいが阻止の条件をつくった** 私たちのたたかいが「希望退職」強要阻止の条件をつくりだしたことです。

第一に国会で「特別措置法」しか通りませんでした。これにより、当局は「希望退職に応じなければ旧会社だよ」といえなくなりしました。もし当局がこのようなことを言えば、それは議会制民主主義の否定です。職場で国会で当局をやっつける材料になります。

第二に国会で当局は「希望退職」にあたって、「強制・強要は一切しない。本人の希望に準ずる制度」（五月二〇日の参院運輸委員会での杉浦国鉄総裁答弁・資料(2)参照）との言質を公にしたことです。これもまた職場、国会で当局をやっつける材料です。

第三に広域異動における当局の失敗です。地域的アンバランスはそのままです。しかも「通勤時間は三〇分」「東京等での生活に不安はない」「新会社に行ける」との当局のウソは明らかになりました。ですから、「約束がちがう」と北海道の名寄機関区（動労の職場）でも異動がストップしています。

<第2表> 国鉄労働者の年齢別構成

	労働者数	年代別構成比
20～29歳	90,130	32.8%
30～39歳	86,670	31.5%
40～49歳	81,100	29.5%
50歳以上	17,300	6.3%
計	275,200	100.1%

※小数点以下4ケタ四捨五入で誤差0.1%

<第3表> 広域異動のうちわけ

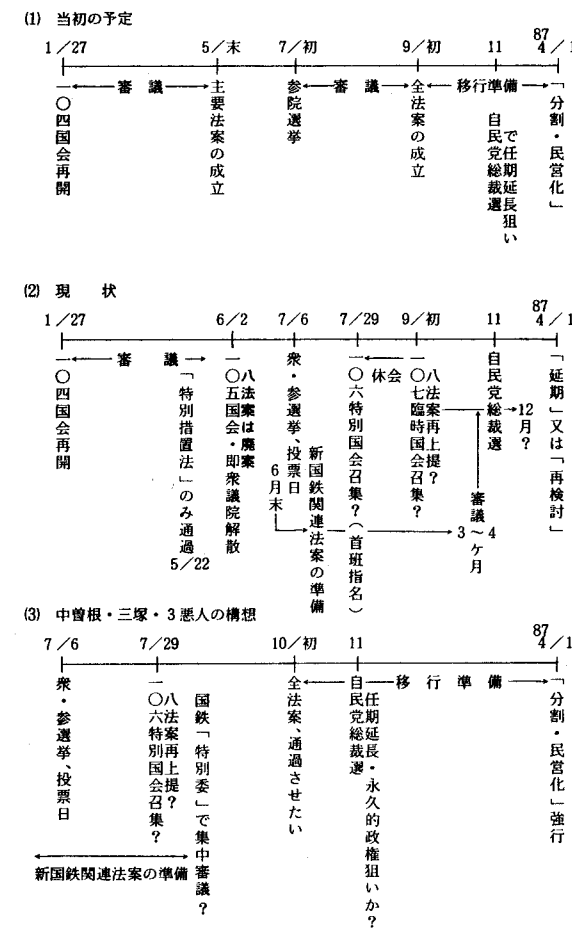
	実数	当初計画
北海道	1,438人	2,500人
九州	1,037人	900人
本州東日本	775人	
盛岡	54人	
秋田	23人	
新潟	666人	
長野	32人	
本州西日本	235人	
金沢	86人	
福知山	61人	
米子	88人	
四国	11人	
その他	19人	
計	3,515人	3,400人

<第4表> 広域異動者の年齢別構成

	異動者数	比率
20～29歳	1,455人	41.4
30～39歳	933人	26.5
40～49歳	1,028人	29.2
50～	99人	2.8

※小数点以下4ケタ四捨五入

<第1表> 国会審議はこんなに遅れている



これらは当局の初期の思惑がすっかり狂ってしまったことを意味しています。当局は(1) 広域異動で地域的アンバランスがある程度解決できるだろうこと、(2) 広域異動者の職場進出で職場が騒然とした状況になり、国労組合員に無力感が拡大していくだろうこと、(3) 国鉄「改革」主法案が一〇四国会で通過しているだろうことを前提に、「希望退職」募集攻撃を想定していたからです。

これらは、私たちが「希望退職」攻撃に打ち勝ち、「分割・民営化」を阻止できる条件を切り開きだしたことを示します。悲観することはいっさいありません。われわれ国鉄解体派といわれる本社首脳を中心とする国鉄当局に対し、引き続き打撃を与えているのです。(つづく)